

四日市市告示第 439 号

四日市市公印規則（昭和34年四日市市規則第8号）第16条第1項の規定により縮小した公印の印影を印刷して使用するので、同条第3項の規定に基づき次のとおり告示する。

令和2年8月21日

四日市市長 森 智広

1 名称 三重県四日市市長印

2 寸法 (1) 方15ミリメートル

3 印影 (1)



4 使用区分 (1) 令和2年度に使用する
3歳児健康診査精密検査受診票（内科・眼科・耳鼻科）

5 使用開始 令和2年8月27日

（こども未来部こども保健福祉課）